# 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)
# 第 3 期「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備（SIPバーチャル)」
# インターバース社会実装推進メタコンソーシアム運営会則

インターバース社会実装推進メタコンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

（設置）

第１条　インターバース社会実装推進メタコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

（目的）

第２条　本コンソーシアムは、戦略的イノベーションプログラム（SIP）第３期「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」（以下「SIP バーチャル」という。）の成果の社会実装を加速するため、情報収集及び情報提供等の事業を行うとともに、SIP バーチャルの関係者相互の情報交換及び意見交換の場を提供することにより、産学官の連携及び研究成果の利用の促進を図り、インターバース関連産業の発展を牽引することを目的とする。

（事業内容）

第３条　本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次に掲げるインターバースの社会実装に関連する事業（以下「本事業」という。）を行う。

一　国際標準戦略・戦術の調査立案、標準化活動体制の構築及び産学官での総合調整
二　要素技術の研究開発戦略立案及び連携構築の支援
三　バーチャルエコノミー市場形成に向けたビジネス戦略の調査検討及び連携構築の支援
四　必要な制度や規制に関する調査立案及び産学官での総合調整
五　社会受容性向上のための広報戦略・戦術の調査立案、実行体制構築及び総合調整
六　人材定義、発掘及び育成に関する戦略の調査立案及び体制構築
七　その他、本コンソーシアムの目的達成に必要な事業

（会員）

第４条　会員とは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、本事業の推進を図る者で、次条第１項に基づき入会を承認された団体会員及び特別会員をいう。

一　団体会員は、本コンソーシアムの目的に賛同して入会した企業・大学・公的研究機関等の法人若しくは団体又は府省庁等日本国政府機関・地方自治体とする。
二　特別会員は、本コンソーシアムの目的に賛同し入会した大学・公的研究機関の研究者又は府省庁等日本国政府機関・地方自治体の役職員とする。

（会員の入退会等）

第５条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の申込書及び反社会的勢力排除に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を第８条第１項第一号に規定する会長（以下「会長」という。）あてに提出するものとし、第９条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認により入会を決定する。

２　会員は、退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出するものとし、会長による退会の承認があった日に退会したものとする。

３　会員は、所定の申込書に記載された名称、住所、代表者名、その他本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を第１０条に規定する事務局（以下「事務局」という。）あて

に届け出る。
4　会長は、会員が次のいずれかに該当するものと認められるときは、当該会員と協議の上、運営委員会の議決を経て、これを除名することができる。
一　本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
二　本会則を遵守せず、会長との協議により定めた催告期間の経過後においてもなお改善されないとき
三　第６条に定める誓約書の内容に反する事実が認められたとき

（反社会的勢力排除）
第６条　本コンソーシアムは、健全かつ適正な運営を確保するため、反社会的勢力の排除を徹底するものとし、会員は、入会時及び活動参加にあたり、事務局が指定する誓約書を提出しなければならない。
2　誓約書は、本コンソーシアムが指定するフォームへの入力送信をもって提出とみなす。
3　会員は、次の各号に該当しないことを誓約するものとする。
一　暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他反社会的勢力に該当する者
二　反社会的勢力を利用し、資金提供、便宜供与その他関与・協力を行う者
三　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者
四　その他誓約書に定める不適当な行為を行う者
4　会員が前項各号に該当することが判明した場合、または誓約内容に反する事実が認められた場合、会長は運営委員会の議決を経て、当該会員資格の停止または除名その他必要な措置を講ずることができる。
5　前項の措置を受けた会員は、これに対し異議申立てを行わず、また本コンソーシアムに対する損害賠償その他一切の請求を行わない。
6　誓約書に記載すべき事項に変更が生じた場合、会員は速やかに事務局へ届け出なければならない。
7　本条の誓約書を提出しない者の入会申請は承認されない。また既存会員等が提出を拒否する場合は、本コンソーシアムは当該会員の会員資格の停止または除名その他必要な措置を講ずることができる。

（会員の権利と義務）
第７条　会員は次の各号の権利を有する。
一　会員は、本事業に参加する権利を有する。
二　会員は、会長に対して、第１２条及び第１３条に規定する総会（以下「総会」という。）の議案を提出する権利を有する。
三　会員は、総会に参加する権利を有する。
四　次のいずれかに該当する会員は、総会において議決権を行使する権利を有する。なお、この場合、団体会員は２議決権を有し、特別会員は１議決権を有するものとする。
ア　SIP バーチャルで実施する研究開発テーマを担当している団体会員
イ　第１１条に規定する部会に構成員として参加している団体会員及び特別会員
ウ　総会の議案を提出した団体会員及び特別会員
エ　運営委員会により本コンソーシアムへの貢献が認められた団体会員及び特別会員
2　会員は、本会則その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため、本事業に協力する義務を負う。

（役員）
第８条　本コンソーシアムに次に掲げる役員を置く。
一　会長１名　　SIP バーチャルのプログラムディレクター
二　副会長１名　SIP バーチャルのサブプログラムディレクター又は研究開発責任者のうち会長が

指名した者
三　幹事若干名　会長が指名した者
２　会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
３　副会長及び幹事は、会長を補佐する。
４　会長が欠けたとき又は事故のあるときは、副会長又は予め会長が指定した幹事がその職務を代行する。
５　役員の任期は、各年４月１日に開始し、翌年３月３１日に終了する。ただし、再任は妨げない。
６　会長による副会長及び幹事の指名は、任期前年度の３月３１日までに行う。

（運営委員会）
第９条　本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。
２　運営委員会は、会長、副会長、幹事で構成され、総会への提案及び本会則に定める業務を行う。
３　運営委員会の委員長は、会長又は会長が指名した者が務める。
４　運営委員会の事務は、事務局が行う。
５　運営委員会の議決は、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（事務局）
第１０条　本コンソーシアムの事務局を国立研究開発法人産業技術総合研究所人間社会拡張研究部門に置く。
２　事務局は、次の各号の業務を行う。
一　会員及び入会希望者の入退会業務
二　本コンソーシアムの事業計画案の策定業務
三　本コンソーシアムの会員及び関連機関との連絡調整業務
四　本コンソーシアムの出納管理業務
五　本コンソーシアムが主催する事業の準備、運営に関する業務
六　本コンソーシアムの広報業務
七　本事業の実施に係る業務
八　運営委員会の準備、運営に関する業務
九　その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

（部会）
第１１条　本コンソーシアムの個別の事業に関し、部会を置く。
２　会員又は役員は、事務局を通じて、運営委員会に部会の設置を発議する。
３　前項の発議がされたとき、運営委員会は、その決議により部会を設置することができる。

（総会）
第１２条　総会は原則として毎年度１回開催し、会長が召集する。
２　総会の議長は、会長が務める。
３　総会は、運営委員会又は会員が提出する議案の他、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を決議する。
一　事業計画
二　事業報告
三　その他、運営に関する重要事項
４　総会は、出席又は委任により議決権を行使する会員が有する議決権の合計が過半数以上となることにより成立し、その決議は、当該議決権の過半数の賛成をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

５　議決権を行使することができる会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議決権の行使を代理出席者又は議長に委任することにより、議決権を行使することができる。

（臨時総会）
第１３条　会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

（事業年度）
第１４条　本コンソーシアムの事業年度は、各年４月１日に開始し、翌年３月３１日に終了する。

（運営経費）
第１５条 本コンソーシアムの事業の運営に必要な経費は、SIP バーチャルによる予算の拠出が継続する限りはSIP バーチャルによる予算から支出するものとし、会費の徴収を行わない。

（情報の取扱い）
第１６条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。
２　本事業において、秘密として特定される情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定める。

（知的財産の取り扱い）
第１７条　会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施及び利用の許諾をするものと解釈してはならない。
２　前条第２項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

（解散）
第１８条　本コンソーシアムは、運営が困難となった場合、運営委員会と総会の決議を経て解散する。

（会則の改廃等）
第１９条　本会則の改廃については、総会の議決によって定める。

（設置期間）
第２０条 本コンソーシアムの設置期間は、２０２８年3月３１日までとする。
２　ただし、会員又は役員が、事務局通じて設置期間以降の本コンソーシアムの運営に関する会費及び経費その他必要な事項に関する本会則の改定案が運営委員会と総会で決議された場合はこの限りではない。

（協議）
第２１条　本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の決議をもって円満にこれを解決する。

附 則
１．この会則は、２０２６年1月１５日から施行する。
２．この会則は、２０２６年1月１５日から適用する。